

コミュニケーション能力の向上、認知症、うつ病、引きこもりの予防を目的として

補聴器購入費の一部を助成します

【対象となる方】

身体障害者手帳の対象とならない難聴の程度で、次のすべてに該当する方

- 胎内市に住所がある、18歳以上の方
- 両耳の聴力レベルが30db以上の方
- 医師が補聴器の装用を必要と認めた方

■ただし、世帯員のうち市民税所得割額が**46万円以上**の方がいる場合は**助成対象外**となります。

【助成額】

世帯区分	助成額	上限額
生活保護世帯	購入費の額	70,000円
住民税非課税世帯	購入費の額	50,000円
住民税課税世帯	購入費の1/2	25,000円

※原則として購入前の申請が必要です。

※修理費や付属品単体（イヤモールド等）の購入費は、助成対象に含まれません。

申請に関するお問い合わせ

胎内市 福祉介護課 障がい福祉係 ☎0254-43-6111 内線 1137

申請の流れは
裏面へ

申請に必要なもの

- ① 助成申請書（様式第1号）
- ② 補聴器購入費助成意見書（様式第2号）
- ③ 補聴器の見積書
- ④ 同意書【本人及び同一世帯全員分の署名または記名押印】

申請のながれ

① 書類の受取

- ・市役所やホームページ等で「助成申請書」「同意書」「補聴器購入費助成意見書」の用紙を受け取ります。

② 補聴器意見書の用意

- ・医療機関を受診し、医師から「補聴器購入費助成意見書」を作成してもらいます。
 - ◇ 意見書を作成できる医師は、身体障害者福祉法に規定する指定医師に限られます。詳しくは、障がい福祉係にお問い合わせください。
 - ◇ 受診費用等は自己負担となります。

③ 補聴器見積書の用意

- ・補聴器の販売店に「補聴器購入費助成意見書」を持参し、「見積書」を作成してもらいます。

④ 市役所へ申請

- ・上記の『申請に必要なもの』をご用意の上、福祉介護課窓口へ申請してください。

⑤ 補聴器の購入

- ・審査後「補聴器購入費助成決定通知書（様式第3号）」が届いたら、見積書を作成した販売店で補聴器を購入します。見積額から助成金の額を差し引いた自己負担額をお支払ください。
- ・「補聴器購入費助成決定通知書」に同封の「補聴器給付券（様式第4号）」と「補聴器購入費支払請求書（様式第5号）」は、必要事項を記入・押印して補聴器販売店に提出してください。

⑥ 助成金の支払い

- ・補聴器販売店が市に「補聴器給付券」と「補聴器購入費支払請求書」を提出し、確認後市から販売店へ助成額を支払います。